

## 第2、本件訴訟の控訴人らが求めているもの及び法律的争点

### 1、控訴人らが求めているもの

#### (1) 控訴人らの要求は中継基地局の移転である。

本件の請求の趣旨は、本件基地局の操業禁止と鉄塔の撤去を求めている。

被控訴人はその点をとらえ、あえて誤解をしたふりをして、「控訴人らが主張する人格権に基づく差止請求が認められるためには、他人の経済活動を停止させてまで保護すべき被害が発生していることが立証されなければならない」と主張する（原審被控訴人第1準備書面8項）。

この主張こそ、控訴人主張を正しく理解しようとはしない論理のすり替えであり、争点のごまかしの典型である。しかし、原審裁判所もこの点を正しく理解せず、通常の操業禁止と同じ差止要件の判断を示している。しかし、この原判決の判断は誤りである。

控訴人らの主張は決してそうではない。控訴人らは、被控訴人の「経済活動等を停止させる」ことなどを求めているのでは決してないことは自明である。

控訴人が被控訴人に求めたのは、建設が予定されている基地局（鉄塔）を、せめて300メートルから500メートルほど控訴人ら居住地から離れた場所（それも控訴人らが提供した代替地で、他の人も含め近くに住居がない農地の中）に移動して建設してほしい、ということであった。もちろん、まだ建設以前にである。単に要請するだけでは、不十分と考えた控訴人らは、自ら代替地を探し、候補地として三個所を選び、被控訴人に提案した。もちろん、その土地の所有者の同意を得た上である。まさにこの300メートルないし500メートルという距離は、健康被害の点で疫学調査で明らかにされている、サンティニ等が指摘した被害発生防止のために有効な距離なのであり、この実行

によって控訴人らをはじめとして近隣住民の被害は防止可能なのである。

この控訴人らの要望がどうして被控訴人の「経済活動等を停止させる」ことになる、と被控訴人は主張できるのか。被控訴人はこのような誤った理解のもとに控訴人らの要望を真剣に検討することもせず、理由にならない条件をつけて拒否し、本件建設事業を強行した。まさにこの被控訴人の対応こそが本件の紛争を生じさせたのである。くどいが、ここで御庁裁判所に求められているのは、この代替地採用を拒否した被控訴人主張理由が合理性を持った妥当なものだったと判断できるのか、ということなのである。もちろん、被控訴人はこの控訴審においても、代替地を拒否したことの合理性、妥当性を一切説明しようとしめない。このような被控訴人の対応が企業として許されるのか、それは企業に対し当然に求められる倫理（社会正義）に反し、被控訴人の権利濫用であるということこそが本件の基本的争点である。本件はこの論点につきることを、まず冒頭で確認することがきわめて重要なのである。

本件工事計画時に、控訴人らの要望に被控訴人が誠実にこたえていれば、被控訴人には何の経済的損害も出なかったのである。本件紛争も発生しなかったことも自明である。もちろん、健康被害も当然に未然に防止できたのである。被控訴人は、代替地に移転することが出来ない合理的な理由を一切示さなかった。被控訴人の拒否の理由に何ら根拠は存していないことを正しく判断すべきである。

しかも、被控訴人はさらにそれにかわるべき代替地を近くに探すことも可能であったし、もちろん控訴人らも積極的に協力したことは自明である。

当然のことであるが、その移転は「僅かな費用の追加」で可能であったことは言うまでもない。

御庁裁判所は、この事実を前提として、判断を行うことが求められているのである。けっして、原判決が行ったような通常一般の差止の判断で事足りりとしてはならないのである。その意味において、本件は一般的な差止請求の事例でははく、「特別の事情」が存すると判断されるべき事例なのである。

## 2、本準備書面は次のとおり構成されている

- (1) まず、第3「本件中継基地局の電波の理論値」において、控訴人らが被曝されている電磁波が理論的にどれだけのものか、検討を行う。結論として、控訴人の川勝作業所では  $77 \mu \text{W} / \text{cm}^2$  になる。

一部の国の基準値は優に超えるし、健康被害を発生させる強度である。

- (2) 第4「本件基地局の電波の実測値」において、現実にどれだけの電磁波をあびているか検討する。
- (3) 第5「電磁波の危険性に関する知見の到達点」において、これまで報告された研究成果を、中継基地局周辺の疫学調査（人と動物）、携帯電話使用の疫学調査、テレビラジオ放送塔周辺の疫学調査、電磁波過敏症の存在、以上の健康障害をもたらす生物学的研究成果、動物実験、健康被害発症のメカニズムなどを詳細に検討し、現実に健康被害が発生している事実を明らかにした。

また、この控訴人らの立証に対し、被控訴人は何ら有効な反証をなしえてはおらず、有効な反論となっていないことも併せて明らかにした。

- (4) 第6「本件中継基地局により控訴人らが受けている被害」において、控訴人らに現時点においてすでに健康被害が発生している事実を明らかにする。
- (5) 第7「被控訴人の操業は権利濫用、信義則違反である」の項において、控訴人らが本件基地局の移転を求め代替地の提供まで行ったのを

一方的に拒否し、控訴人らに被害を与えている被控訴人の行為が、権利濫用であり、信義則に違反している事実を明らかにする。

(6) 第 8、「控訴人らは立証責任をつくしている」の項で、健康被害発生について十分に立証しており、本件請求は認められるべきことを論じる。

(7) 第 9、「結論」において、本件控訴人らの請求が認められるべきことを結論している。